

(様式 10)

委 託 契 約 書(案)

委託者 長野県知事 田中康夫(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)は、次の条項により、高速情報通信ネットワーク整備事業業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙丙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙丙間で用いる計量単位は、仕様書(設計図書)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書(設計図書)における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 高速情報通信ネットワーク整備事業業務
- (2) 業務の内容 高速情報通信ネットワークの整備及び運用

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、平成19年6月1日から平成24年5月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、 円(月額委託料 円)とする。

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に105分の5を乗じて得た額である。〕

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

第6条 乙は、別添「高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託要求仕様書」及び「委

託業務処理要領」に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、前項の要領に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、それぞれその旨を甲に届出なければならない。
- 4 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について請求者に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、業務の処理に当たり、知り得た甲の情報等を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、業務の処理に当たりデータの紛失、汚損、複写、複製、改ざん等をしてはならない。
- 3 乙は、業務の処理に当たりデータを甲の指示目的外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、物品の返還時にハードディスク内等のデータを復旧できないよう消去するものとする。
- 5 乙は、前四項の規定に違反し、甲に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第8条 乙は、平成19年6月以降、毎月15日までにその前月の業務完了報告書(成果品)を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第9条 甲は、前条の規定により引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第10条 第8条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

ならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 12 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 13 条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第 1 項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(3) 入札における技術提案書と提供される役務との間に差異があると甲が認めるとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 15 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 7 項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第 65 条若しくは第 67 条第 1 項の規定による審決(同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 50 条第 5 項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 16 条 乙は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 8 条第 1 項に規定する期限までに委託業務完了報告書(成果品)を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書(成果品)を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 3.4%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第 9 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 3.4%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は、第 11 条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 15 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 乙は、第 1 項又は第 4 項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 17 条 乙は、第 15 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号から第 3 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(事前準備)

第 18 条 乙は、委託業務の実施に当たり必要な準備業務を契約の日から行うものとする。

2 乙は、準備業務を行うに当たり、知り得た甲の情報等を他に漏らしてはならない。

3 乙は、準備業務を行うに当たり、その責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 職・氏名 長野県知事 田中康夫 印

乙 住所
法人名
代表者職・氏名 印

本要領の内容は技術提案により決定する

委託業務処理要領(例)

委託業務について、次のとおりサービスレベルを設定する。

1. 運用サービス

項目	規定値	内容
監視内容報告	月 回	トラフィックデータの定期的な報告

2. 保守サービス

項目	規定値	内容
故障回復時間	時間以内	故障発生通知から復旧に要する時間

3. 回線サービス

項目	規定値	内容
稼働率	%以上	年間停止時間 時間以内